

# 福岡県環境保全型農業直接支払交付金 事務取扱要領

## 第1 目的

この要領は、本県における環境保全型農業直接支払交付金の事務の取り扱いについて、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号）（以下、「環境実施要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号）（以下、「環境実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号）（以下、「日本型実施要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2855号）（以下、「日本型実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

## 第2 用語

### 1 福岡県 GAP 認証制度

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に準拠した食品安全、環境保全、労働安全に関して県が定めた基準に基づき、県内で生産される農産物の生産、出荷工程を県が認証する制度。

### 2 ふくおかエコ農産物認証

「特別栽培農産物に係るガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）」に基づく都道府県の特別栽培農産物認証であるふくおかエコ農産物認証制度により認証を受けたものをいう。

## 第3 対象者

支援の対象者は、環境実施要領第1を満たすものであって、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体を除くものとする。

## 第4 対象活動（効果の発現が確実に期待できる播種量等）

環境実施要領第4の1の（2）から（4）のアに定める効果の発現が確実に期待できる播種量については、標準播種量の記載された種子のカタログ等で確認することとする。

## 第5 実施状況の報告

1 農業者団体等は、対象活動及び推進活動の取組終了後速やかに環境実施要領第8の4の（1）に定めるもののほか、知事が定める下記の資料を実施状況報告書（環境実施要領様式第7号）に添付して、市町村長に提出することとする。

なお、ふくおかエコ農産物認証を取得している農業者団体等は、ふくおかエコ農産物栽培実績書を添付することで、下記（1）、（2）の資料に代えることができるものとする。

（1）5割低減の取組に使用した肥料のうち、化学肥料由来の窒素成分を含む肥料については、化学肥料由来の窒素分量がわかる資料

(有機態窒素含有率が明記されたパンフレット又は肥料成分表(肥料袋の保証票等)の写し等)

(2) 5割低減の取組に使用した農薬に化学合成農薬としてカウントしない成分が含まれる場合は、当該成分がわかる資料

なお、これらの資料が添付されない場合は、知事は第6の確認において、普通肥料は窒素成分含有率で、農薬は成分回数で確認を行うことができることとする。

(3) 国際水準 GAP の実施に関する指導・研修を受けていることが確認できる資料(指導者からの書面(様式任意)、研修受講票(または研修費受領証、受講者名簿等)。ただし、県又は市町村が主催する研修会を受講した場合は提出不要。

2 福岡県 GAP 認証制度実施要領(平成30年2月1日付け29食地産第1459号)(以下、「GAP 実施要領」という。)第11条に基づき認証を取得したものは、福岡県 GAP 認定証(GAP 実施要領様式第6号)の写しを提出することで、食品安全、環境保全、労働安全の取組の実施に関する指導・研修を受けていることが確認できる資料の提出及び GAP 理解度・実施内容確認書(環境実施要領様式第16号)における当該項目の記入を省略することができる。

## 第6 実施状況の確認

1 市町村長は、技術的な観点に基づく実施状況の確認を県に要請する場合は、別記様式第1号をもって管轄の農林事務所を經由して知事へ提出するものとする。

なお、提出時に添付する書類は実施状況報告書(環境実施要領様式第7号)及び第5に定める資料とする。

2 知事は、1により実施状況についての確認を行った場合、別記様式第2号により市町村長へ確認結果を通知するものとする。

## 第7 抽出検査の実施

1 知事は、九州農政局と連携し、毎年度、農業者団体等の中から抽出し、必要に応じて現地に赴き、証拠書類などについて検査を行うものとする。

2 知事は、1の検査を行った場合、別記様式第3号により抽出検査の結果を市町村長へ通知するものとする。

## 第8 実績報告

市町村長は、毎年度、推進実施要綱に基づく事業の実績報告を翌年度の5月15日までに県知事に提出するものとする。

附 則 この要領は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年6月12日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年6月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年1月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月12日から施行する。

2 この要領による改正前の要領に基づき播種されたカバークロップの取組におけるレンゲの播種量については、なお従前の例による。

附 則 この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年3月31日から施行する。

(別記様式第1号)

番  
年 月 日  
号

福岡県知事 殿

〇〇市町村長

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認依頼書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第8の5の（1）のイに基づき下記について技術的な観点から確認願います。

### 記

1. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認依頼内容（別紙）



(別記様式第2号)

番  
年 月 日  
号

〇〇市町村長 殿

福岡県知事 印

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第8の5の（1）のイに基づき、依頼のあったことについて下記関係書類を添えて通知します。

### 記

1. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果（別紙）



(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

福岡県知事 印

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査結果報告書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第8の7の（2）に基づき、抽出検査を行った結果について下記関係書類を添えて通知します。

### 記

1. 環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査結果（別紙）



